

瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業許認可方針（瀬戸内海海区）
【さより船びき網漁業】

令和 2 年 11 月 26 日 制定

令和 6 年 9 月 11 日（最終改正）

本県瀬戸内海海区におけるさより船びき網漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第 1 章 制限措置

（使用船舶）

- 第 1 瀬戸内海機船船びき網漁業に使用する船舶は、いわし・いかなご瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた船舶で総トン数 9.99 トン以下のものでなければならない。ただし、現に当該許可を受けているものについては、当該規定は適用しない。
- 2 瀬戸内海のうち徳島県鳴門市大磯埼突端と南あわじ市沼島北端を結んだ直線及びその延長線以北の海域においては、瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業に使用する船舶は馬力数 110 キロワット又は旧漁船法馬力数 35 馬力以下のものでなければならない。なお、48 キロワット（旧漁船法馬力数 15 馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。
- 3 小型機船底びき網漁業との兼業船は、48 キロワット（旧漁船法馬力数 15 馬力）を超える機関を使用してはならない。

（漁業種類、操業区域、漁業時期）

- 第 2 各地区の漁業種類、操業区域並びに漁業時期は、原則として別表各欄の範囲内とする。
- 2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定を削除し、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

（操業区域の除外区域）

- 第 3 別表に掲げる操業区域のうち、次表の左欄の地区について、右欄に掲げる区域は操業区域から除外する。

地区	除外区域
別表の地区欄 1 の地区 （芦屋）	神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第 6 防波堤、同防波堤突端から第 7 防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯 34 度 40 分 48 秒、東経 135 度 22 分 33 秒）まで引いた線、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面）
別表の地区欄 2 の地区 （兵庫）	神戸港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第 1 防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第 6 防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第 7 防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線と傍示川右岸突堤から 175 度の線との交点、同交点から傍示川右岸突堤まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）

別表の地区欄3の地区 (神戸市)	神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)
---------------------	---

(漁業を営む者の資格)

第4 漁業を営む者の資格は、次表の左欄の漁業について、中欄の地区ごとに、右欄に掲げる資格を有する者とする。ただし、現に当該許可を受けているものについては、当該規定は適用しない。

漁業の名称	地区	漁業を営む者の資格
瀬戸内海機船船びき網漁業	全ての地区	いわし・いかなご瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた船舶を使用する者
瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業	別表の地区欄11から12まで及び18の地区	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

(許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限)

第5 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第6 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおりの条件を付する。

- (1) 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- (2) 次表の左欄の地区において、それぞれ右欄に掲げる操業に係る条件を付する。

地区	条件
別表の地区欄1から10までの地区	他種漁業の操業を妨げてはならない。
別表の地区欄19から21までの地区	刺網漁業の操業を妨げてはならない。

- (3) 次表の左欄の地区において、それぞれ右欄に掲げる操業時間に係る条件を付する。

地区	条件
別表の地区欄11から15までの地区	午後3時から午前4時までは操業してはならない。
別表の地区欄16から18までの地区	日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
別表の地区欄19から21までの地区	午後5時から翌日午前6時までは操業してはならない。

- (4) 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第7 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者のうち、次の順序による。なお、2号から5号において共同して経営する場合にあっては、共同経営者全てが個人であり、各号に該当する者が代表者であることに限る。

(1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、次のア、イのいずれかに該当する者。

ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。

イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。

(2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

(3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

(4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

(5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。

(6) 優先順位6位 前各号以外の者。

2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

(許可の有効期間)

第8 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

第9 次のとおり教示事項を付する。ただし第1号は、別表地区欄1の地区を除き、第2の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ付するものとする。

(1) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。

(2) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(その他)

第10 当該方針内の旧漁船法馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

2 当該方針内に記述のある緯経度及び方位は、それぞれ世界測地系及び真方位による。

附則

- 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則第48号）の施行の日（令和2年12月1日）から適用する。
- 2 「摂津・東播磨地域におけるさより船びき網漁業許認可方針（平成3年11月1日施行）」ほか、この方針施行前に制定された本県瀬戸内海海区におけるさより船曳網漁業に係る内規は廃止する。
- 3 令和 年 月 日 一部改正（地区11(炬口)、地区12(塩田)、地区13(佐野釜口)、地区14(森)、地区15(岩屋) 第6 操業時間変更)

別 表

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期
1 芦屋	さより 船びき網漁業	神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。	9月1日から 翌年5月31日まで
2 兵庫	さより 船びき網漁業	神戸地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	9月1日から 翌年5月31日まで
3 神戸	さより 船びき網漁業	大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。	9月1日から 翌年5月31日まで
4 明石浦 林崎	さより 船びき網漁業	神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	6月1日から 11月30日まで
5 江井島	さより 船びき網漁業	神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	6月1日から 11月30日まで
6 二見町 播磨町 東播磨 高砂	さより 船びき網漁業	明石市大久保町谷八木川尻から高砂市荒井町までの海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。	6月1日から 11月30日まで
7 伊保	さより 船びき網漁業	東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線から同市市川河口中央と同市男鹿島東端を結んだ直線までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	8月1日から 翌年1月15日まで
8 家島町	さより 船びき網漁業	姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	8月1日から 翌年1月15日まで
9 たつの市	さより 船びき網漁業	たつの市御津町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	8月1日から 翌年1月15日まで
10 相生 赤穂市	さより 船びき網漁業	相生市及び赤穂市坂越地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	8月1日から 翌年1月15日まで
11 炬口	さより 船びき網漁業	洲本市洲本港北防波堤から洲本市、淡路市界に至る間に設定されている共同漁業権の区域（共第104号の区域）。	1月1日から 12月31日まで

別 表

地区		漁業種類	操業区域	漁業時期
12	塩田	さより 船びき網漁業	共第105号共同漁業権の区域	1月 1日から 12月31日まで
13	佐野 釜口	さより 船びき網漁業	淡路市佐野地先海面及び釜口地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
14	森	さより 船びき網漁業	淡路市釜口、下田界から同市大磯川に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
15	岩屋	さより 船びき網漁業	淡路市大磯川から同市松帆、野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
			淡路市松帆、野島江崎界から同市野島墓浦大石に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	5月20日から 11月30日まで
16	北淡 一宮町 五色町	さより 船びき網漁業	淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	5月20日から 11月30日まで
17	西淡	さより 船びき網漁業	南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	5月20日から 11月30日まで
18	丸山	さより 船びき網漁業	共第134号共同漁業権の区域	12月 1日から 翌年3月31日まで
19	福良	さより 船びき網漁業	南あわじ市小浦の鼻から同市潮崎を見通す線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月 1日から 翌年5月31日まで
20	阿万	さより 船びき網漁業	南あわじ市阿万船合の鼻から同市潮崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
21	灘（南淡）	さより 船びき網漁業	南あわじ市潮崎から洲本市畑田までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
22	沼島	さより 船びき網漁業	洲本市、南あわじ市界から同市阿万に至る海面及び同市沼島地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで